

令和４年度 埼玉県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和４年８月２５日（木）

開催場所：大宮ソニックシティ 市民ホール４０３、４０４

出席者：委員 １１名 日本年金機構 １１名

大津 唯（埼玉大学 大学院人文社会科学研究科 准教授）

田中 邦典（埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課長

代理出席 青木 隆一郎（埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課）

吉田 茂雄（埼玉県町村会 毛呂山町 住民課長）

鈴木 正剛（埼玉県社会保険労務士会 副会長）

大森 雄二（全国健康保険協会埼玉支部 企画総務部長）

土子 弘（一般財団法人 埼玉県社会保険協会 常務理事）

宮下 好美（全国国民年金基金 首都圏支部長）

金子 誠治（埼玉県社会保険委員会連合会 会長）

大久保 覚（埼玉県年金協会 常務理事）

増田 勝（埼玉県年金委員会 理事）

佐藤 成徳（厚生労働省関東信越厚生局 年金調整課長）

（順不同）

１． 開会

２． 議事

議事（１）国民年金保険料の納付状況等について

「参考１ 国民年金保険料の納付状況等」より説明

議事（２）令和３年度 埼玉県地域年金展開事業の事業実施報告について

議事（３）令和４年度 埼玉県地域年金展開事業の事業実施計画について

議事（４）意見交換

３． 閉会

1. 開会

埼玉大学 大学院人文社会科学研究科 准教授 大津委員長より挨拶。

2. 議事

議事（１） 国民年金保険料の納付状況等について

浦和地域代表年金事務所 添田所長より説明。

意見・質問なし。

議事（２）、（３） 令和３年度埼玉県地域年金展開事業の事業実施報告について及び 令和４年度埼玉県地域年金展開事業の事業実施計画について

地域年金展開事業の概要について、
機構本部 相談・サービス推進部 坂本サービス推進G長より説明。

県内全体の事業実施状況と課題について、
浦和地域代表年金事務所 中村上席副所長より説明。

県内全体の取組みについて、
浦和地域代表年金事務所 外園地域調整課長より説明。

議事（４）意見交換

（委員長）

各関係機関における地域連携事業への取組み、特にコロナ前後での取組みがどのように変化したか、あるいは今後の課題と捉えていることについて、各委員からの意見をお願いします。

【各関係機関における地域連携事業への取組みについて。コロナ前後での取組みの変化。また、今後の課題と捉えていること。】

(埼玉県社会保険労務士会)

埼玉県社会保険労務士会としては、地域連携事業の取組みについては大きく分けて3点ある。

1点目は、公立の中学校、高等学校を対象に年金制度等の出張の出前相談。

2点目は、商工会議所主催のお祭りに、年金や労働問題の無料相談コーナーの設置。

3点目は、埼玉県社会保険労務士会事務局が主催し、常時開催している予約制の無料相談となる。こちらは埼玉労働局と連携のうえ、労働問題等の無料相談を実施している。

次に、関係機関へのアプローチ方法については、ホームページで情報を掲載。商工会議所や税理士会等に、PRチラシの設置を依頼するなどの広報を行っている。

また、埼玉新聞に定期的に広告の掲載を依頼している。

コロナ前後での取組みの変化についてだが、コロナ前は出前相談等を対面で実施していたが、コロナ後の状況により録画での情報発信、情報配信になっている。

商工会議所主催のお祭りが中止となり、無料相談コーナーの設置ができなくなっている。

今後の課題については、いかに相談者を増やすかということを考えている。

(機構)

機構でのセミナー事業について、コロナ禍の状況では本部主導でオンライン形式での開催を進めてきた。

セミナー等の実施内容については、機構と似通っている部分が多々見受けられるので、今後も相談させていただきながら進めていければと思う。

(全国国民年金基金首都圏支部)

令和4年5月に組織改編により、埼玉支部、千葉支部、東京支部、神奈川支部が合併し首都圏支部となった。

国民年金基金の事業については、機構の国民年金事業と非常に近い関係であり、年金事務所に国民年金のポスターやチラシの設置をお願いし、設置してもらっている状況である。

事業の取組みについて、昨年くらいからになるが、基金加入中もしくは加入していたお客様で、20歳以降任意加入の期間があり、満額になっていないお客様に対し、任意加入のご案内のリーフレットの送付を行っている。

ご自身の記録の確認と、60歳以降の任意加入の手続きを年金事務所にて行っていただくとともに、国民年金基金に特別に加入できるご案内を、事業として実施している。

コロナ前後での取組みの変化についてだが、コロナ以前はお客様から資料の請求

があり次第、電話連絡のうえ資料を送付していた。

コロナ禍の状況となり、3カ月間くらいは勧奨の電話を控えるようにしていたが、むしろ資料の請求がコロナ前よりも増えた状況であった。

資料の請求が増えた理由としては、コロナ禍において外出制限等があり、老後を真剣に考える機会が増えたからではないかと考えており、現在は勧奨電話も再開している。

コロナ前後での事業のやり方について、特に変更はない。

(機構)

ポスターやチラシの設置等について、機構も国民年金基金と一緒に実施していきたいと考えている。

また、コロナ禍において、資料請求が増えた、老後のことをより真剣に考えるようになったのではないかと、というのは貴重なご意見をいただいたと思う。

(埼玉県社会保険協会)

埼玉県内の社会保険に適用している事業所向けに、主に2点の取組みをしている。

1点目は、年に4回の広報誌を発行しており、紙面の一部を機構に提供し、法改正等タイムリーな情報を掲載している。

2点目は、制度周知を目的とした講習会を年5～6回開催している。

春には新規事務担当者向けの事務講習会を開催。6月は算定基礎届に特化した事務講習会を開催している。

コロナ前後での取組みの変化についてだが、2020年頃、コロナ禍の状況においては、対面での開催からWEBでの開催に切り替えて実施していた。

2021年秋からは対面にシフト。社会保険協会加入事業所は、従業員数5人未満の中小企業も多いため、オンライン開催以外での開催を求める声もある。

機構がオンラインによる開催に主眼を置き、講習会を実施しているが、社会保険協会がすきまを埋めるような形になっていると考えられる。

また、年金セミナーの実施に関する機構の取組みについて、コロナ禍においても努力されているのが資料から読み取ることができる。

セミナー開催のアプローチについて、2022年4月から、高等学校での金融教育が義務化されている影響により、今後は自分たちで高等学校に対しアプローチを実施のうえセミナー開催となるのは、なかなか難しいのではないかと。

行政機関側からの働きかけ等がないと、学校側は金融教育義務化により時間が取られ、年金セミナー等を実施する時間は取れないと言われかねないのではないかと、ということも考えていく必要があると感じている。

(機構)

興味深かったのが、一定程度、対面での講習会の希望があるということで、今後の参考にさせていただきたく思う。

年金セミナー等の授業への取り込みについてだが、金融教育の義務化となると、機構では触れられない部分もあるため、関係省庁の厚生労働省に働きかけをしたい。

(埼玉県教育局)

教育機関への年金セミナー等のアプローチをしていただきありがたく思う。

現状をお話させていただくと、今年度、学習指導要領の変更があり、主体的に社会に参加し主権者教育の文言が組み込まれた。

これは、年金、税金、裁判、新聞等が含まれ、それぞれの関係機関から高等学校へのセミナー実施等のアプローチがあるのが現状である。

コロナ禍において対面等による実施は減っているが、各機関工夫を凝らして実施していただいている。

また、コロナ禍以外においても、成年年齢引き下げ（18歳）により各種関係機関からのアプローチが増えている現状もある。

しかしながら、新学習指導要領をはじめとする定められた授業を実施しないわけにもいかず、学年単位で、何日間も時間をとって実施することは正直難しい。

毎年実施する必要はないのかもしれないが、クラス単位での実施、または15分程度での実施は可能かどうか（オンラインも含めて）も考える必要がある。

教育局としても高等学校と関係機関を結ぶサポートができればと思う。

(機構)

教育局及び高等学校での悩ましい現状を理解することができた。

1時間で1コマということではなく、15分単位等でのセミナー実施でのアプローチも必要と感じた。ぜひ検討していただければと思う。

(関東信越厚生局)

セミナー実施について、金融経済や資産形成の教育を行っている財務局から、年金とのコラボレーションができないか相談を受けた。短時間で一緒にやれば、コマを設けるのが大変な学校側にとってもメリットがあるのではないか。

(機構)

金融教育のなかにおいては、年金も大きなポジションではあると思うので、コラボレーションが可能であれば実施していきたい。

(埼玉県社会保険労務士会)

社労士会でも労働局とコラボレーションのうえ、セミナーを実施している。

機構も、同じ社会保険同士として、セミナーを労働局と共同で実施するのも良いのではないかな。

【年金機構の年金委員事業についての要望等】

(埼玉県年金委員会)

地域型年金委員への活動支援については、機構より、年金制度に係るチラシの送付や、各年金事務所に連絡会や研修を行っていただき情報提供を頂いている。

また、大学等への学生納付特例のリーフレットの設置依頼や年金セミナーのアプローチの活動周知依頼を受けており、地域型年金委員の効果的な活動の推進について検討を行っている状況である。

その中から意見要望のあった2点を挙げさせていただきたい。

1点目だが、地域型年金委員の活動の活性化へ、より具体的な内容の指示を機構本部から年金事務所に働きかけいただくようお願いしたい。

2点目だが、各教育機関の学生に対し、学校内での年金制度の普及啓発のための学生サポーターを委嘱する仕組みができないか検討いただきたい。

(機構)

地域型年金委員の活性化については、機構としても重要視しているところであるが、年金委員の方々の経験値により活動に違いがあると認識している。

そのため、経験値に応じた具体的な活動について、調整しながら来年度に向けて検討していきたい。

学生サポーターについては、年金委員の委嘱の仕組みの中では難しいと思われるが、厚生労働省とも、こういった提案があったと情報共有し、できるかできないかも含め協議していこうと思う。

(埼玉県社会保険労務士会)

機構への質問となるが、先ほど関東信越厚生局の佐藤委員よりセミナー実施について、財務局とのコラボレーションとのお話があった。

労働局に行くと労働基準監督署でも同じようなセミナーをやっている。

学生たちにとっては、社会保障というと「労働と年金」のイメージが強いと思われる、ぜひとも労働局とのコラボレーションをしていただきたいと感じているが、機構として、そういった活動はされているのかどうか教えていただきたい。

(機構)

労働局が学生向けのセミナーを行っているかどうかは把握できていない。

確認し、もし可能であれば、同じ社会保障の一環として枠組みとしては協力しやすい状況であり、確認しながら模索していきたい。

【各関係機関の委員等への委嘱や活動支援の取組】

(協会けんぽ埼玉支部)

協会けんぽの活動について、情報提供できる内容として健康保険委員の委嘱、活動支援の取組みがあり、現在、全国で230万事業所。4,300万人の加入者がいる状況。

広報対象が多いため、効果的に説明、広報することが大事であると考えている。

また、統一的なコンテンツによる広報を実施し、健康保険委員をより身近な存在としていただけるような活動を行っている。

協会けんぽ埼玉支部の委嘱者数については、令和3年度末で7,705名。令和4年度6月末で7,966名の委嘱をしている状況。

埼玉県内の広報においては、テーマを5点に絞って動画配信サービス YouTube にて配信中。

テーマについては、1、任意継続及び傷病手当金の制度改正、2、メンタルヘルスケア、3、肝炎ウイルス検査受診勧奨、4、がん検診受診勧奨、5、埼玉県健康経営制度。

また、広報誌である「健康保険だより」を年4回、また、臨時号として8月に発行している。

健康保険向けのセミナー関係であるが、今年度予定しているのが年明けの2月～3月、県内5会場にてセミナーを実施予定。

次に委嘱拡大について、今年度は、6月より新規で加入された事業所向けに、健康保険委員委嘱の勧奨文書を送付。

同じく6月より、被保険者数が20人から199人の事業所のうち、健康保険委員の登録のない事業所あてに、勧奨文書を4,531件発送している。

また、11月29日に、埼玉県 年金委員・健康保険委員功労者表彰式を、浦和ロイヤルパインズホテルにて開催予定としている。

事業自体もそうだが、協会けんぽ単独での委嘱拡大等は難しい部分がある。関係機関の皆様と協力を図りながら委嘱拡大を進めていきたい。

(機構)

今年度、埼玉県 年金委員・健康保険委員功労者表彰式を合同で行う予定としており、今後も連携を図り協力をしていきたい。

特に YouTube での配信は参考にさせていただきたく、機構としても、本部での対

応をお願いしていきたい。

(埼玉県町村会)

民生委員の活動状況等について、担当課である福祉課に確認した内容をお伝えする。

民生委員の委嘱についてであるが、今年度、改めて民生委員の一斉選出が行われ、留任予定の委員もいるが、現状定数から10名程不足している状況である。

地域住民の高齢化や介護などで、時間的余裕がない現状が顕在化しており、候補者選出に苦慮している。

また、地域の活動に興味があり、民生委員の仕事をすることに前向きに考えている方もいるが、仕事をしており平日に都合がつかない等の理由により断られるケースもある。

町内だけではなく、埼玉県内及び全国的に、なり手不足が深刻化し、既に欠員が続いている自治体も年々増加している。

近隣の民生委員が欠員分を補い活動するが、その分の負担の増加が見られ、ますますなり手不足に拍車がかかると予想されている。

活動支援の取組みについてだが、日頃の地域住民からの相談等については行政機関につなげる役割を担ってもらっているが、民生委員が1人で解決しなければならない状況を作らないように配慮している。

また、月1回の定例会、研修会を開催し、委員同士の情報交換会、関係機関からの情報提供を受け、知識の交流に努めている。

それぞれの部会を設置し、勉強や施設見学等を行ったりもしていたが、現在はコロナ禍の状況で思うように活動ができていない。

民生委員への、年金委員のアプローチについてだが、厚生労働省のホームページ年金委員のQ&Aによると、地域型年金委員の委嘱については、自治会長、児童委員等のほか、民生委員も記載がされている。

地域住民からの相談については、年金関係の内容もあると認識しており、個人として知りうる範囲で答えている。

年金関係の相談内容については多岐に渡り、詳細な部分が答えられるかどうかという課題がある。

地域住民としては、行政機関の役場等に相談するよりは、民生委員に相談したいと思う方もいるのではないかと考えられる。

行政機関との協力体制が理解しやすいアプローチ方法が望ましいのではないかと。

(機構)

活動支援の中で、行政機関への引継ぎをしているとのことだが、年金の内容につ

いて聞かれた場合は、年金事務所へ相談するようお話ししていただければと思う。

また、年金委員に委嘱された場合は、制度改正やトピックや注意点等について、情報が入手しやすくなる。

少なからず年金関係のお問い合わせはあると思うので、年金委員の推薦もご検討をお願いしたい。

(埼玉県年金協会)

埼玉県年金協会の加入者は、主に受給者であり皆70代後半。現在、年金委員として委嘱されているのは、20名程度。

正直なところ、今後、年金委員として委嘱されるものが増えたとしても、高齢なため活動自体難しい状況ではある。

機構側に質問をさせていただきたいが、今年度の地域型年金委員の委嘱状況はどのような状況になっているか教えていただければと思う。

(機構)

埼玉県内の令和4年度委員委嘱の状況について、7月末時点で45人の委嘱があり、合計236名となっている。

最近の委嘱の傾向として、郵便局長の委嘱が多くなっている。

他県、群馬県のケースではあるが、郵便局内での新聞に地域型年金委員の委嘱についての記事が掲載され、周知されたことで委嘱数が増えたようである。

郵便局での地域住民への啓発のために情報提供を受けたい、制度周知を行いたいとのことで、委嘱が多くなっている。

先ほどの埼玉県内での委嘱数47人中、37人が郵便局長である。

(埼玉県社会保険委員会連合会)

歴史的背景もあるが、社会保険委員会の委員については、年金委員及び健康保険委員を兼務している委員も多数いる状況である。

機構への要望として、職域型年金委員の更なる質の向上を目指し、研修会をより多く開催していただければと思う。

また、地域型年金委員の方々との、合同の研修会の機会を作っていただければと思う。

(機構)

職域型年金委員の研修の場についてだが、ちょうど昨日、オンラインで開催したところである。

研修会については、定期的を開催できればと考えており、オンラインでの研修の

機会も増やしていければと思う。

また、地域型年金委員との研修会についても、検討して実施できるように調整させてもらえればと思う。

(関東信越厚生局)

埼玉県年金委員会さんから学生サポーターの委嘱という画期的なご提案がありました。そのような画期的な助言や提案はありませんが、機構がやるべきこととして、年度計画があり、それに沿って愚直に、地道に、やり続けていくことだと思っている。

年金委員の活動については、毎年、年金局から機構あて通知されているが、地域型年金委員に求めるハードルが高いのではないかとの意見が寄せられ、今年はその内容を見直した。こうした年度計画や通知でやるべきことは明確なので、あとは年金事務所において実務レベルにブレイクダウンして取り組んでいただきたい。

その上で今回の計画について、2点申し上げさせていただく。1点目は、地域型年金委員の存在が認識されるような活動をお願いしたい、2点目は、委嘱拡大について数値目標を設置してほしい、ということ。年金事務所が単独で対応することには限界があるので、年金委員の協力を得ることが重要である。

引き続き、関係各機関へ推薦の働きかけをしていただきたい。また、地域年金展開事業について、他県も含めた各年金事務所の共有を図り、意見交換をした上で計画を策定していただければと思う。

(機構)

地域に認知される活動をすべきであると考えておりますし、そのための活動をしていると認識している。

また、活動の数値目標についてだが、事業計画として設定がされている。

地域年金展開事業の周知についてだが、北関東・信越地域部管内においては、事業等の共有が一通り図られている状況である。

年金サポーター等の新しい提案等についてだが、国としての委嘱となるのか、機構として委嘱となるのか、検討したうえで各官庁にはご協力していただくこととなるので、その際はよろしくお願いしたい。

3. 閉会

機構本部 相談・サービス推進部 坂本サービス推進G長より挨拶。

以上